

# 収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）  
（口座振替率）  
22年度末 23年度末 24年度  
36% → 36% → 35%  
500万人 475万人 451万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- クレジットカード納付の導入（利用状況）（H20.2～）  
22年度 23年度 24年度  
103万件 → 118万件 → 126万件
- コンビニ納付の導入（利用状況）（H16.2～）  
22年度 23年度 24年度  
1,164万件 → 1,223万件 → 1,316万件
- インターネット納付の導入（利用状況）（H16.4～）  
22年度 23年度 24年度  
41万件 → 40万件 → 41万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成24年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

## 納付督促の実施

文書  
H22年度 2,574万件  
H23年度 2,579万件  
H24年度 4,517万件

電話  
H22年度 2,587万件  
H23年度 4,060万件  
H24年度 5,260万件

戸別訪問（面談）  
H22年度 314万件  
H23年度 465万件  
H24年度 576万件

度重なる督促にも応じない

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	22年度	23年度	24年度
最終催告状	24,232件	30,045件	68,974件
督促状	10,583件	17,615件	34,046件
財産差押	3,379件	5,012件	6,208件

- ・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
- ・督促状、財産差押の件数は、平成25年3月末現在

質の向上  
効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～達成目標設定）

（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件
H23年度	312か所	H23年度	5,227万件
H24年度	312か所	H24年度	6,500万件

## 免除等の周知・勧奨

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

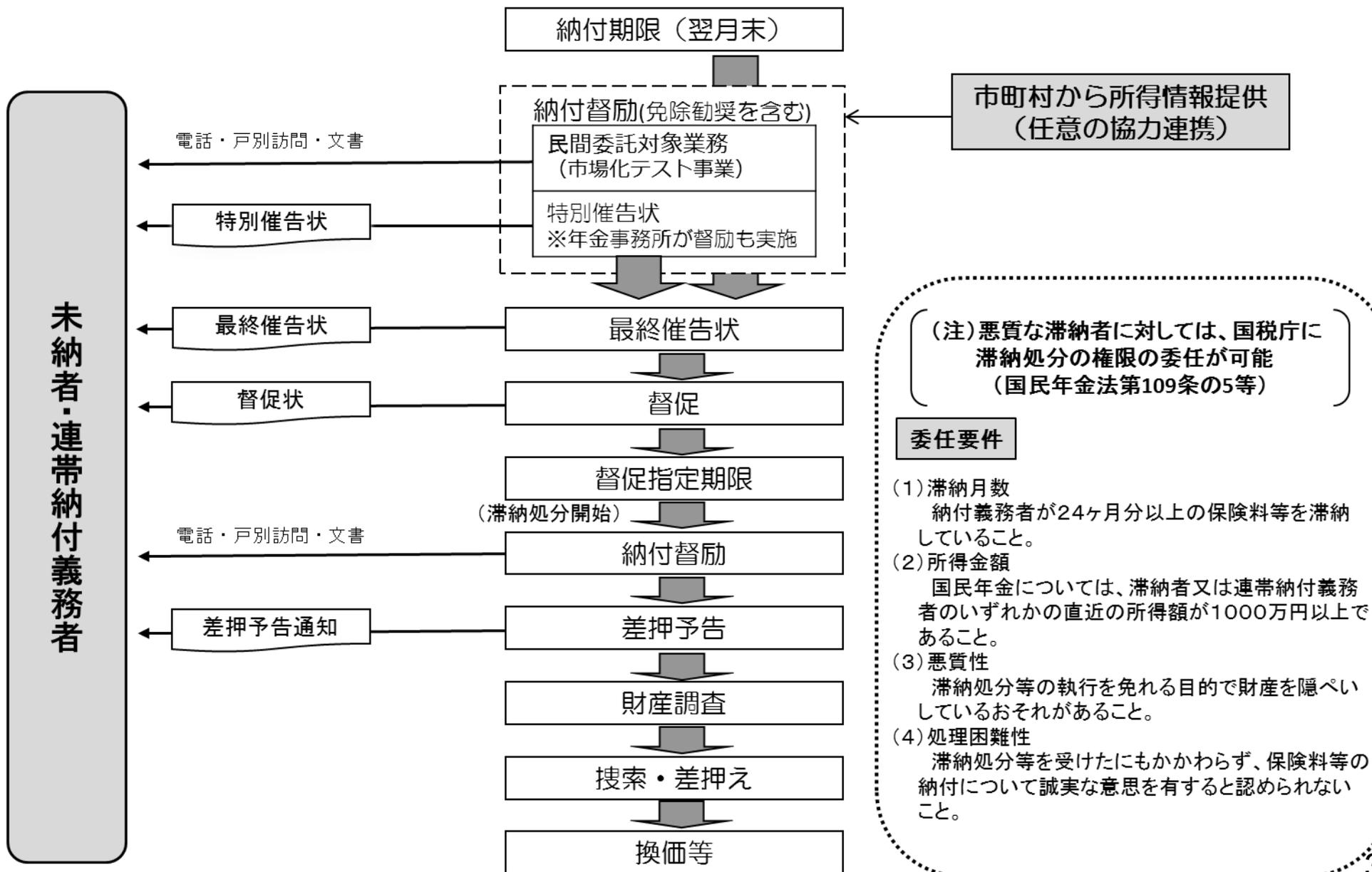
## 普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

# 国民年金保険料未納者に対する対応



# 厚生年金等の適用・徴収の状況

- 平成24年度末時点の適用事業所数は175.8万事業所、適用調査対象事業所数は38.8万事業所である。
- 平成24年度の厚生年金保険料の収納率は98.1%である。(※過年度分を含む)

## 適用状況の推移

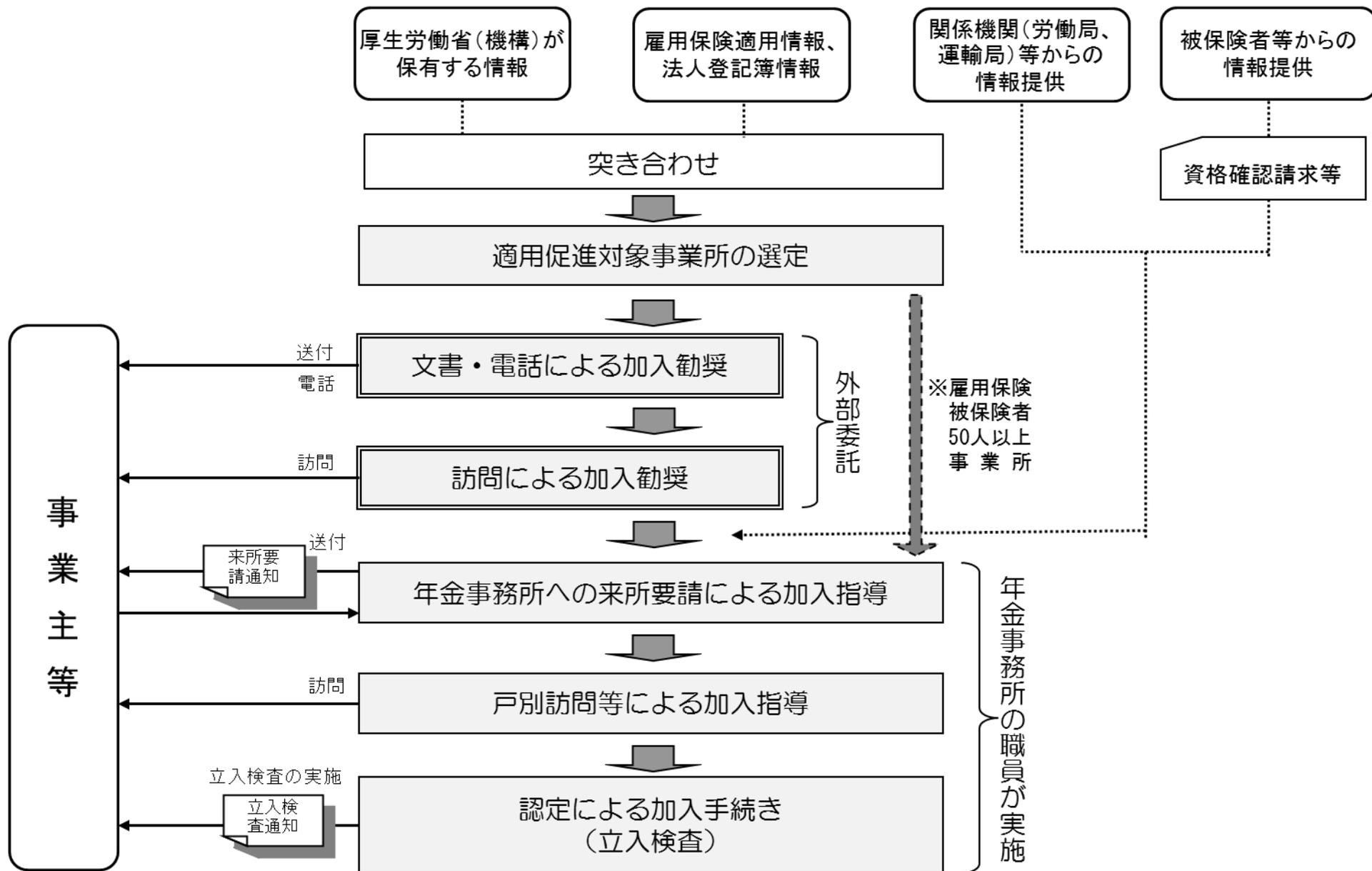
(年度末現在)

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所数	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
被保険者数	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
適用調査対象事業所数	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840

## 保険料収納率等の推移

指標名		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険料決定額 (過年度分を含む) ①	厚生年金保険	億円	212,612	222,672	230,627	226,940	232,430	239,581	246,116
	協会管掌健康保険	億円	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985	76,722	81,192
	船員保険	億円	670	659	655	596	387	378	374
保険料収納額 (過年度分を含む) ②	厚生年金保険	億円	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253	234,699	241,549
	協会管掌健康保険	億円	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243	74,074	78,653
	船員保険	億円	621	615	611	551	344	341	340
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	%	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8	98.0	98.1
	協会管掌健康保険	%	98.0	97.8	97.2	96.5	96.3	96.5	96.9
	船員保険	%	92.6	93.3	93.3	92.4	88.9	90.1	91.0

# 適用調査対象事業所に対する対応



# 国民年金保険料の後納制度について

○ 無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間（過去10年間）に係るものについて、本人の希望により保険料の納付を可能とする制度。（平成24年10月から3年間の時限措置として実施）。

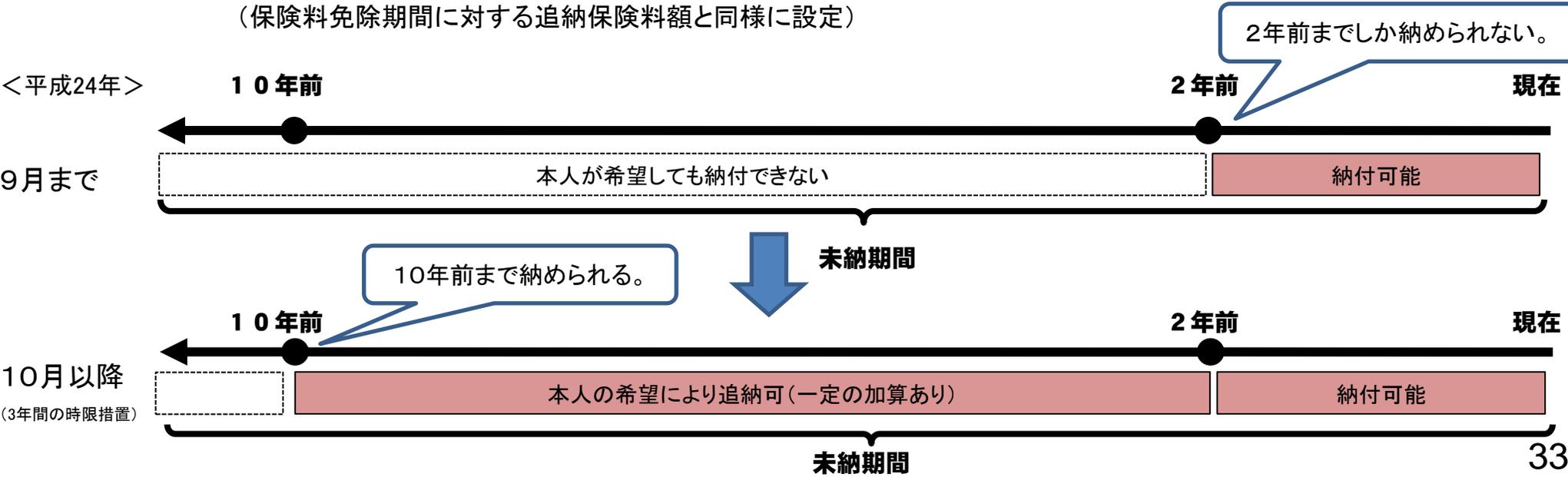
対象者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く）

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

（厚生労働大臣の承認を受けた時点から過去10年以内の期間の保険料に限る）

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

（保険料免除期間に対する追納保険料額と同様に設定）



# 後納制度の周知のお願い

## 国民年金保険料の後納制度の利用促進にご協力ください！

※ 市区町村において後納制度に関する相談や申込書の受付(回送)を行った場合には、国民年金等事務取扱交付金の対象となります。

### 後納制度の利用による効果

1ヶ月分の後納保険料(※)を納めると…



年金が1,621円(年額)増加！

※ 14,640円～15,240円(平成25年度)

年金の受給ができなかった方が…



年金の受給が可能に！

### 後納制度の利用状況

(平成25年11月末現在)

- 申込書受付件数 約95万件
- 後納制度を利用したことにより  
受給資格期間を満たした方 約1万人

日本年金機構では、

- 後納制度の対象者に対する個別の勸奨状の送付(約2,009万件)
- ポスターを作成し、関係団体(都道府県、市区町村、金融機関・ハローワーク等窓口)へ掲示を依頼

などを行ってきており、今後も多くの方に利用いただけるような取り組みを実施していく。

# 国民年金等事務取扱交付金について

## 1. 国民年金等事務取扱交付金について

### (1) 法定受託事務に係る交付金

基礎年金、老齢福祉年金及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。この法定受託事務に要する費用は国が交付している。

### (2) 協力連携事務に係る交付金

地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、法定受託事務に付随する事務や相談等について、国と市町村との協力・連携のもと行うこととなっている。この協力連携事務に必要な費用についても、国が交付している。

## 2. 国民年金等事務取扱交付金実態調査について

国民年金等事務取扱交付金については、これまで国として必要な予算の確保に努めてきたところであるが、「超過負担が生じないよう適正に交付すること。」等の要望を市町村等からいただいているため、昨年、総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同実態調査を実施した。

## 3. 平成26年度予算案

国民年金等事務取扱交付金実態調査の結果を基に、対前年度47億円の増額となっている。

	26'予算案額	25'予算額	対前年度比
国民年金等事務取扱交付金	計 344億円	(計 297億円)	(計 +47億円)
(内訳)法定受託事務関係	256億円	( 244億円)	( +12億円)
協力連携事務関係	87億円	( 52億円)	( +35億円)

# (参考 1) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

## (1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）（抄）  
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）  
第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。  
一～六（略）  
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費  
八～九（略）
- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）  
（事務費の交付）  
第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。  
➢ 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。  
➢ 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定

## (2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

## (参考2) 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失，種別の変更，氏名・住所の変更等に関する届出を受理し，その届出に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105，国令1の2】
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し，申出に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5，改正法附則（平6）11④⑤・（平16）23，国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し，厚生労働大臣に報告すること。	【国法10，国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し，厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額，3/4，1/2，1/4の免除，学生納付特例，若年者納付猶予の申請を受理し，申請に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19，国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し，申出に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2，国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し，申請等に係る事実を審査するとともに，厚生労働大臣に報告すること。	【国法16，国令1の2】
8. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し，届出に係る事実を審査すること。	【国法105，国令1の2】

注）市町村が行う事実の審査とは，市町村の保有する公簿（戸籍，住民票，市町村民税課税台帳等）により，住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

# (参考3) 市町村との協力・連携

## 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

## 協力・連携の状況（平成24年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1, 739市町村)
2 国民健康保険等他の市町村公金と併せた口座振替の促進	(29市町村)
3 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 630市町村)
4 市町村において行われる相談業務	(1, 727市町村)
5 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	(335市町村)
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	(1, 595市町村)
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	(668市町村)
(4) 電話番号の情報提供	(1, 057市町村)
(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 171市町村)
(6) 情報提供に必要なシステム開発	(213市町村)
(7) 納付書の送達不能等その他情報提供	(1, 233市町村)
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	(43市町村)
(2) 名寄せ特別便に関する記録調査への協力	(3市町村)
(3) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	(123市町村)
(4) ねんきんネット	(894市町村)

※ ( ) 内は、1, 742市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

# (参考4) 国民年金等事務取扱交付金実態調査概要

## 1. 調査概要

- (1) 調査対象市町村 : 全市町村 (1742市町村)
- (2) 調査期間 平成25年6月3日～平成25年9月26日
- (3) 調査方法
  - ① 厚生労働省、総務省、財務省の合同調査とし、厚生労働省が主体となって実施。
  - ② 書面調査を基本とし、書面調査の内容に疑義がある場合、必要に応じて実地調査を実施。
- (4) 調査項目
  - ① 国民年金等に関する状況調査
  - ② 国民年金等事務担当組織状況調査
  - ③ 職員別職歴状況調査
  - ④ 職員別給与状況調査
  - ⑤ 国民年金等市町村事務量調査
  - ⑥ 物件費支出状況調査
  - ⑦ 電算化(OA化)の状況調査

## 2. 調査結果

- (1) 回収率・有効回答数
  - 提出市町村 1,742市町村 (提出率 100%)
  - 有効回答数 1,623市町村 (有効回答率 93.2%)
- (2) 市町村国民年金事務に携わる人員数 14,919人
- (3) 平均年齢 45.3歳
- (4) 事務量の割合 法定受託事務及び内部事務 20.1%、協力連携事務 6.4%、  
その他事務(国保、住基、戸籍事務等) 73.5%

# (参考5) 調査結果概要

※有効回答数 1,623市町村集計分

## 1 国民年金業務における市町村職員配置状況

① 市町村国民年金事務に携わる人員数 14,919人

	職制コード別 職員構成比									
	部(局)長	課長	課長補佐	係長	主任	一般職員	臨時職員	退職者	停職者	その他
全市町村	0.9%	10.9%	9.4%	17.3%	22.1%	22.7%	15.7%	0.5%	0.0%	0.5%

② 平均年齢 45.3歳

	各年齢区間に属する職員の比率(%)						
	20歳未満	20～28歳	28～36歳	36～44歳	44～52歳	52～60歳	60歳以上
全市町村	0.2%	8.6%	12.0%	22.1%	19.6%	32.1%	5.4%

## 2 国民年金等事務担当者の事務内容別の事務量

	法定受託事務	協力連携事務	内部事務	その他	合計
時間 (万時間)	553	186	30	2,129	2,898
割合 (%)	19.1%	6.4%	1.0%	73.5%	100%

※内部事務は、国民年金等事務取扱交付金、文書收受、マニュアルの保守、職員研修等に係る事務である。

※その他事務は、国民健康保険、住民基本台帳、戸籍等に係る事務である。

## 3 上記2の内、法定受託事務の内訳

	資格取得	住所変更等	申請免除等	給付関係	合計
時間 (万時間)	176	61	232	84	553
割合 (%)	32%	11%	42%	15%	100%